

令和 6 年

行方市農業委員会

第 9 回総会会議録

(令和 6 年 8 月 2 6 日)

令和6年8月26日 行方市農業委員会第9回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第60号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第61号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第62号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第63号	現況証明願について
議案第64号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第65号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第40号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第41号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第42号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第43号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢 幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近 藤 芳 子
4番 茂 木 孝	5番 橋 本 清	6番 平 塚 実
7番 横 瀬 忠 美	8番 古 渡 武 文	10番 本 澤 政 雄
11番 風 間 啓 次	12番 根 本 正 義	13番 小 沼 正 二
14番 大久保 正 一	15番 郡 司 正 彦	16番 椎 名 勇
17番 高 塚 利 英	18番 根 崎 和 枝	19番 清 水 量

本日の出席推進委員

1番 深 澤 泉	2番 平 山 正	3番 内 山 市 也
4番 宮 内 正 美	5番 箕 輪 澄 子	6番 森 山 正 一
7番 石 間 信 一	8番 日 下 正 之	9番 吉 田 正 弘
10番 大 原 富士男	11番 横 田 俊 信	12番 鈴 木 喜 昭
13番 野 原 賢 一	14番 川 島 隆 道	15番 石 田 充 春
16番 関 口 順 一		

3 本日の欠席委員 9番 内 藤 宏 一

本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

(開会宣言)	午後 3時00分
(議長選出)	

事務局	それでは、議事日程に入らせていただきます。 議長選出につきましては、農業委員会規則第5条の1項によりまして、高塚会長に議長としまして議事進行をお願いいたします。
	(委員の出席状況)
議長	それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しておりますので、令和6年行方市農業委員会第9回総会を開会いたします。
	(会議録署名人の指名)
議長	日程第1、会議録署名人の指名について。 議長において次のように指名をいたします。 7番横瀬忠美委員 8番古渡武文委員。
	(書記の任命)
議長	日程第2、総会書記の任命については、事務局、稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。
	(会期の決定)
議長	日程第3、会期の決定であります。本総会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。
全員	異議なし。(全員一致)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
	(経過報告)
事務局	議長 日程第4、経過報告について、事務局より説明願います。 私から8月の行事の経過につきまして報告させていただきます。 先月の総会以降の行事のほうを説明させていただきます。 7月29日から8月1日に農地パトロールということで、玉造地区のパトロールをしております。 続きまして、7月29日から8月8日、地域計画の座談会ということで、北浦庁舎及び玉造庁舎におきまして座談会を開催しまして、担当の農業委員さん、推進委員さん、事務局で出席しております。7月29日、30日は北浦地区、8月2日から8日が玉造地区ということで実施しております。 8月2日でございます。農業者年金加入推進特別研修会が市町村会館で開催されまして、高塚会長、椎名代理、橋本委員、根崎委員、事務局で出席しております。こちらで農業者年金の事業の表彰を受けているところでございます。 続きまして、8月22日でございます。第10回庁舎建設市民会議ということで、行方市情報交流センターのほうで開催しております。こちら高塚会長に出席をいただきまして、庁舎建設につきまして検討をしたところでございます。 続きまして、8月26日、第9回総会ということで本日でございます。以上でござ

		います。
		(議案の審議)
議	長	それでは、本日の議事は、別紙議事日程のとおりです。
		(議案第60号)
議	長	それでは、日程第5、議案の審議に入ります。
		議案第60号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第60号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年8月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
		案件につきましては、第10項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。
		なお、第1項から第10項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。まず、1項の調査員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。
5	番	5番、橋本です。1項の調査報告をします。
		なお、この調査には、平塚委員、宮内・内山両推進委員の協力の下、調査してまいりました。
		譲受人は、市内宇崎在住の農業兼会社員の40歳代の男性です。譲渡人は、市内宇崎在住の70歳代の農業の男性です。申請事由は、農業経営の安定化のためです。
		区分は、売買による所有権の移転です。今回の権利を設定しようとする土地は、自宅から約300メートルの距離です。農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。以上。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。14番、大久保委員。
1	4	番
		14番、大久保です。3条2項について調査報告をします。
		この案件は、根本委員、日下・吉田両推進委員の協力を得て調査いたしました。
		譲受人の方は、市内小幡在住、73歳の農業兼会社員の方、譲渡人の方は、市内小幡在住の75歳の農業の方。受人の方は水稻、サツマイモ等を栽培する兼業農家です。申請事由は記載のとおり、農業経営の拡大・充実で、区分は贈与による所有権移転であります。従事日数も160日と要件を満たしており、何の問題もなく許可

議	長	相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
全	員	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
1	1	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。11番、風間委員。
1	1	11番、風間です。3項の調査報告をします。
		この調査は、根崎委員、関口・石田両推進委員さん共に調査してまいりました。
		譲受人は、市内浜地区在住、65歳、農業の男性です。1万318平米を耕作しております。譲渡人は、市内玉造甲地区在住、80歳、無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るためです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
2	2	2番、谷田川です。第4項の調査報告をいたします。
		なお、調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。
		譲受人は、鹿嶋市在住の農業の男性。渡人は、市内石神在住の農業の女性です。申請事由については、農業経営の安定を図るため、区分については、贈与による所有権の移転です。場所は、受人の自宅から車で20分ほどになります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
2	2	2番、谷田川です。第5項の調査報告をいたします。
		調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。
		譲受人は、市内石神在住の農業の男性です。渡人は、同じく市内石神在住の農業の女性です。申請事由については、農業経営の規模拡大を図るため、区分については、売買による所有権の移転です。場所は、受人の自宅の隣接地となります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願い

		いいいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。
8	番	8番、古渡です。第6項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲に住む農業兼会社社員の76歳の男性です。譲渡人は、つくば市に住む会社員の46歳の男性です。受人は、記載のとおり、農業経営の拡大、申請理由は売買による所有権移転になります。場所は、玉造地区の大型商業施設の真ん前になります。農機具類もそろっていて、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
1	3	13番、小沼です。7項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市粗毛、83歳、農業の男性の方です。譲渡人は、行方市富田、80歳の無職の女性の方です。申請事由は、隣接地のため、農業の経営の規模拡大を図る。区分は、売買による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて2万166平米、水稻、露地野菜、年間200日。農機類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
1	5	15番、郡司です。第8項の調査報告をいたします。 この案件については、鈴木推進委員にご協力いただき、調査してまいりました。 譲受人は、52歳、行方市西蓮寺に在住し、農業兼会社社員の方です。水稻、露地野菜など、42アール、営農しております。譲渡人は、76歳、同市西蓮寺に在住し、農業の方です。お二人は同居の親子になります。譲渡人が高齢となり、農地を管理し切れなくなり、譲り受けることになったそうです。申請事由は、経営移譲で、区分は贈与による所有権の移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異

		議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、８項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、９項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
１	１	１１番、風間です。９項の調査報告をします。
		この案件の調査は、根崎委員さん、関口・石田両推進委員さんと共に調査してまいりました。
		譲受人は、市内浜地区在住、６９歳、農業の男性です。家族４人で１万１，１５７平米を営農しております。譲渡人は、東京都在住、６９歳の無職の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、９項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１０項の調査員より調査の報告を求めます。４番、茂木委員。
４	番	４番、茂木です。第３条１０項の調査報告をします。
		調査には、横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。
		受人は、行方市繁昌在住、３６歳、男性、会社員兼農業の男性。家族３人で米と露地野菜を４，９２２平米作っています。年間２００日営農しています。渡人は、川崎市に在住、８４歳、無職の女性です。農地の田は１，２６６平米です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。区分は、売買による所有権の移転です。今回、権利を設定しようとする農地は、玉造井上地区、自宅から車で２０分、１０キロのところですが。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第６１号）
議	長	次に、議案第６１号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第６１号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記の通り許可申請があったので提案する。令和６年８月２６日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。
局		案件につきましては、第５項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
1	1	番 １１番、風間です。１項の調査報告をします。 今回の案件調査は、根崎委員さん、関口・石田両推進委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は、市内芹沢地区在住、３９歳、自営業の男性です。譲渡人は、市内芹沢地区在住、６２歳、会社員の男性です。なお、２人の関係は義理の親子であります。申請事由は記載のとおりで、自己住宅の建築による転用での所有権移転となります。場所は、芹沢上山地区内のコンビニエンスストアより北へ１．５キロのところであります。必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、風間委員。
1	1	番 １１番、風間です。２項の調査報告をします。 今回の調査も根崎委員さん、関口・石田両推進委員さんと共に調査してまいりました。 譲受人は、広島市の太陽光発電設備会社の代表の方です。譲渡人は、日立市在住、６７歳の男性です。申請事由については記載のとおりで、太陽光発電設備による転用目的での所有権移転となります。場所は、トーホーランド入り口付近です。必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。７番、横瀬委員。
7	番	７番、横瀬です。３項の調査報告をします。 この件につきましては、茂木委員、石間推進委員と共に調査してまいりました。 受人は、東京都新宿区、太陽光発電を行う株式会社の代表です。渡人は、本市山田に住む５３歳の女性です。申請事由は記載のとおり、売買による転用目的です。受人は、１画３反歩ほどの場所を目標にしているそうです。場所は、山田地区内の認定こども園付近であるため、通学路への安全対策として安全・安心を実行できるように設備をするように進めるように言ってまいりました。必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議をよろしく申し上げます。

議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。8番、古渡委員。
8	番	8番、古渡です。第4項の調査報告をいたします。 この案件には、農業委員の郡司さんに同行していただきました。 譲受人は、銚田市に住む不動産業を営む85歳の男性です。譲渡人は、行方市手賀に住む無職の82歳の男性です。受人は、特定建築条件付売買予定地になっており、場所は、玉造中学校から北東へ500メートルぐらいのところになります。申請事由は、雑草による荒廃農地を所有権移転したいそうです。皆様方のご審議よろしくをお願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
2	番	2番、谷田川です。5項の調査報告をいたします。 調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。 譲受人は、鹿嶋市在住の建材業を営む男性です。渡人は、市内石神在住、会社員の男性です。申請事由については、砂利採取場として利用するため、区分は使用貸借です。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は、許可相当として常設審議委員会に諮問いたします。
（議案第62号）		
議	長	次に、議案第62号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第62号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、
局		下記のとおり承認申請があったので提案する。令和6年8月26日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 案件につきましては、第2項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。それでは、

		調査員より調査の報告を求めます。2番、谷田川委員。
2	番	2番、谷田川です。1項、2項は関連がありますので、一括でご報告いたします。調査については、麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。譲受人は、1項、2項とも鹿嶋市在住の建材業を営む男性です。1項の渡人は、市内石神在住の女性以下3名、2項の渡人は、潮来市在住の男性です。申請事由については、1項、2項とも砂利採取場として利用するため、区分は使用貸借です。事業延長のため、期間の変更になります。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第63号）
議	長	次に、議案第63号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第63号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。
局		令和6年8月26日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。
		案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査委員より調査の報告を求めます。19番、清水委員。
1	9	番
		19番、清水です。現況証明の1項の調査の報告をいたします。
		この調査には、本澤・近藤両委員さん、大原・横田両推進委員さんにご協力いただいて行ってまいりました。
		申請人は、市内三和在住の83歳の方になります。申請事由なのですが、地目変更登記のための現況証明願ということであります。この土地は、20年以上前から農地として利用されておらず、現在は竹林となっております。写真にあるように竹林ということになっております。場所なのですが、場所は、帆津倉の集落センターから南側に100メートルほどのところであります。農地への復元は困難であるというふうに思われ、非農地証明書の交付もやむを得ないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
		（議案第64号）

議	長	次に、議案第64号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第64号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、別紙のとおり推薦を求められたので提案する。令和6年8月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がありました。交付申請書のとおりに、行方市羽生在住の農業後継者となります。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査委員より調査の報告を求めます。18番、根崎委員。
1 8 番		18番、根崎です。この案件は、関口推進委員さんと調査してきました。 申請人は、市内羽生在住、26歳の男性です。1昨年まで勤めていた会社を辞め、両親の下でナガネギ、カンショを作付していく予定だそうです。やる気十分であり、なめがた新規就農活力応援補助金推薦者としてふさわしいと調査してきました。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議	長	調査の結果は、やる気十分であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。
		（議案第65号）
議	長	次に、議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第65号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年8月26日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。 行方市長より農業委員長宛てに農用地利用促進計画（案）に関わる意見を求められております。計画（案）は令和6年10月1日始期の新規の2件、4筆、4,714平米、令和7年4月1日始期の更新、25件、35筆、1万7,962平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
		（報告第40号）（報告第41号）（報告第42号）（報告第43号）

議	長	それでは、次に、報告案件に入ります。 報告第４０号 農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、報告第４１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第４２号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第４３号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事 務 局		報告第４０号 農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年８月２６日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 農地中間管理機構の特例事業用に資するため、所有権の移転があった一覧となります。ご確認をお願いしたいと思います。 続きまして、報告第４１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年８月２６日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 案件につきましては、第５項までとなっております。こちらは相続により所有権を取得された方の届出の一覧となりますので、ご確認をいただきたいと思います。 続きまして、報告第４２号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和６年８月２６日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 こちらは合意解約により賃貸借権を解約した通知があった３件の一覧となります。こちらもご確認をお願いしたいと思います。 続きまして、報告第４３号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和６年８月２６日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 こちらは先月提出いただきました委員さんの活動記録を集計したものの一覧となります。こちらもご確認をお願いします。以上です。
議 全 議	長 員 長	以上の報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） それでは、異議なしと認めます。
		（閉会宣告） 午後 ３時３５分
議	長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第９回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。